

建築物飲料水水質検査業に関する留意事項について

1 「再登録」については有効期間満了日の1ヶ月前までに手続きをしてください。

建築物衛生管理業の再登録申請は、登録事務を滞りなく行うために、有効期間満了日の1ヶ月前を目安に所管保健所まで申請いただきますようお願いいたします。

貴事業所の登録有効期間満了日については、お渡ししている登録証明書に記載されている登録有効期間を十分確認してください。

2 登録申請書を記入する際には「記入例」を参考にしてください。

登録申請書を作成される際には、「建築物衛生管理業登録のしおり」及び該当業種の「記入例」をご参考になしてください。「記入例」に記載される内容については登録申請に必要な要件にもなっておりますので、十分ご理解の上で申請いただきますようお願いいたします。

3 実施者の兼務は禁止されています。

建築物衛生管理業では同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることはできません。また、実施者と特定建築物における建築物環境衛生管理技術者とを兼務することはできませんのでご注意ください。

4 変更届出及び廃止届出について

登録事項に変更を生じた場合には、変更届出書を提出してください。また、登録証明書の記載事項に変更を生じた場合は、書換えすることができます。

登録事業を廃止した場合は、廃止届出書を提出してください。

5 登録申請書、各種届出書の取得はインターネットからも可能です。

登録申請書は営業所を所管する保健所で配付するほか、大阪府のホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

<インターネットからの登録申請書の取得方法>

大阪府ホームページから、「情報を探す」→「目的から探す」→「申請・届出」をクリック。

「名称や案内番号でさがす」に「建築物衛生」または「169」と入力し、検索ボタンをクリック

【お知らせ】外部精度管理の実施について

検査精度の向上と信頼性及び安全性の確保を図るため、積極的な外部精度管理の実施をお願いします。